

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
先進地活動事例視察事業 実施要綱

(目的)

第1条 千葉県民生委員児童委員協議会(以下、千葉県民児協という。)は、県下市町村及び単位民児協で行われている、先進的な活動事例について、周辺市町村民生委員・児童委員を対象とした視察事業を行い、先進的活動の普及を通じて、さらなる民生委員・児童委員活動の充実を図る。

(選定)

第2条 先進地活動事例視察事業先の選定は、千葉県民児協がこれを行う。

(助成金)

第3条 千葉県民児協は、前条により選定された市町村及び単位民児協に対し、視察経費に係る助成金として、先進地活動事例視察事業助成金1万円を交付する。

2 選定された市町村及び単位民児協は、別に定める様式により、助成金の申請を行うものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 . この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 . この要綱は、公益財団法人への移行に伴い平成25年4月1日から施行する。